



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 施設内虐待研究の視角と方法：障害者施設における虐待の発生構造についての包括的研究枠組み                                       |
| Author(s)        | 松川, 敏道; MATUKAWA, Toshimichi  |
| Citation         | 教育福祉研究, 7, 27-37  |
| Issue Date       | 2001-03   |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/28341">https://hdl.handle.net/2115/28341</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | 7_P27-37.pdf  |



## 施設内虐待研究の視角と方法

— 障害者施設における虐待の発生構造についての包括的研究枠組み —

松川 敏道

### はじめに

「施設の中で何がなされているのか。それはまさに今日より明日への可能性の追求である。精神薄弱といわれる子どもたち、生ける屍といわれてきた重症心身障害児たち、人類のありとあらゆる欠陥を身に背負わされて生まれてきた人々ともに、施設の人々は、共感し、協同し、自分の限りある生命をその仕事にうちこむのである。そのことに生きがいを見いだす」。重い障害を持つ子どもたちに出会い、その子たちの存在理由と教育の意味について深く悩みながら、施設を新しい社会形成の砦として位置づけ、そこで働く人々の姿勢を示した糸賀の言葉である<sup>(1)</sup>。障害者福祉の実践の場の関心が施設から地域へと移行しつつある今日においても、糸賀の地道な施設実践とそこから生み出された「この子を世の光に」が意味する思想は、施設に働く人々に今もなお重要な問題を提起し続けている。おそらく、志したその動機はどうあれ現在施設で働く人々の多くも、彼らに共感し共に歩みながら自らも生きがいを感じている、あるいは少なくともそうありたいと願っているのが今も変わらない施設職員の姿ではないだろうか。

しかしながら、実践現場はそれほど簡単な世界ではない。机上の論理や理念を具現化しきれない様々な難しさを抱えている。そうした現場の難しさが生み出す問題の一つが、昨今現場に密着する人々やマスメディアなどによって触発され続けている虐待の問題である。彼らに共感し自らも生きがいを感じながら仕事をしたいと思っているはずの施設職員が、なぜ虐待を起してしまうのか。筆者は、その問題意識から知的障害者施設における虐待の発生要因の構造的解明に関する研究を

行ってきた。未だ研究の途上であり完成されたものではないことを前提に、その問題に対する現段階での考えを述べれば概ね次のようになる。すなわち、「虐待の発生はおよそ単純な理由によって説明しきれるものではなく、施設実践の抱える課題が錯綜したなかで発生しており、単に施設職員個人の問題に帰すのではなく、施設実践総体との関係性で捉えられなければならない<sup>(2)</sup>。

施設で発生する虐待に対するこうした見方は、従来の先行研究ではほとんど見あたらなかった。というよりも、そもそも知的障害者施設で発生する「虐待」という現象を正面から捉え議論するということが、これまでの研究ではほとんどなされていなかったと言える。

知的障害者施設の問題をめぐる1980年代以降の議論の様相を整理してみると（主に知的障害者のいわゆる「人権」に焦点を当てたものであるが）、大きく3つに分類することができる<sup>(3)</sup>。一つは人権保障のあるべき姿や現状のサービス全体に対する問題提起としての「総論」、残り二つは各論としての「本人・当事者問題」「施設における人権保障」であり、突き詰めるならば知的障害者の権利性と援助者自身の姿勢に対する課題性を明らかにしようとしたところに収束され、いわば援助者自身のさらなる自覚と努力を強調したものとさえ言える。ただし、援助者をとりまく課題に焦点を当てたものとして、施設実践の構造的側面から人権問題を検討したもの<sup>(4)</sup>、また「利用者」「施設長」「職員」の三者の関係性を整理した論文<sup>(5)</sup>などは、単に援助者の姿勢や援助のあり方を述べたものではなく、人権侵害の発生要因を間接的な側面に焦点を当てて論じたという意味で示唆を受ける部分が大きい。これまでに行ってきた筆者の研究は、

そうした施設の抱える問題と虐待とを関連づけ、虐待の発生要因を構造的に明らかにしようとしたものであるが、いずれにしても従来の先行研究は、「虐待」を正面から捉え、虐待発生 of 要因分析を行うというスタンスの研究ではなかった。

そうしたなか、近年発刊された市川和彦の著書が注目される。市川は、「こころやさしき人たちであるはずの援助者がなぜ虐待に走るのか」との問題意識から、特に援助者の心理過程に着目し、知的障害者施設における虐待の発生メカニズムを明らかにしようとした<sup>(9)</sup>。必ずしも学術的とは言えないが、虐待が発生する要因を援助者個人の問題としてではなく、援助者に影響する様々な問題と関連づけて分析を行っている点においてそのインパクトは大きい。

そこで本論は、筆者の問題意識、分析視角にもきわめて近似している市川の著書を取りあげ検討を加える中から、今後さらなる研究の深化が必要とされる虐待の発生構造及び関連する要因についての包括的な研究枠組みを得ることを目的にする。まず、施設内虐待研究の理論的枠組みについて述べ、その視角から市川の研究を検討し課題を指摘する。次に、その課題がなぜ生じたのかを、研究手法の問題と施設内虐待研究の独自の難しさに求め、今後の研究の方向性について述べる。

なお、公刊されたものとしては初めてであるということも、市川の著書を取り上げる理由の一つであることを付け加えておく。

## 1. 施設内虐待の理論的枠組み

まず、虐待が発生する要因を分析する理論的フレームワークをどのように考えたらよいのだろうか。

虐待の現象をめぐっては、家庭を舞台に発生する児童虐待、老人虐待、夫婦間虐待が近年わが国においても社会の高い関心を集めている。欧米では一般に、親から子どもへ、成人から老親へ、夫婦間など家庭に内在するこれら異なった形態の虐待を「家庭内暴力 (family violence)」と総称し、分析の根本を家庭という「場」で捉えた見地から

の研究が蓄積されている。そこでの理論的枠組みに関しては、未だ統一された見解は形成されていないようであるが<sup>(7)</sup>、家庭内暴力を包括的に捉え、あらゆる形態の暴力が発生する原因を家庭そのものに求めているのは社会的アプローチである。

社会的アプローチは、社会構造は人々と行動に影響を及ぼすという仮定のもとに、家庭内暴力の問題を個人よりむしろ社会的な環境に求めようとするものである<sup>(8)</sup>。例えばその代表として、家庭に暴力的傾向をつくる 11 の特徴をあげ家庭に暴力が発生する必然性を指摘したゲレスとストラウス (Gelles & Straus)<sup>(9)</sup> や、児童虐待は貧困の問題にあることを強調しそれが問題をエスカレートさせる環境的条件を準備するとしたペルトン (Pelton) などがそうである<sup>(10)</sup>。いずれも個人の問題には還元していない立場と言えよう。

家庭内暴力と施設内虐待とを単純に比較することはもちろんできないが、虐待が起こる「場」の問題としてその発生要因を考えようとした場合、家庭内暴力で示された理論的枠組みを応用することは可能でありかつ有効であると思われる。なぜなら、虐待の問題が現場に密着する人々やマスメディアによって依然として触発され続けているのは、その原因が個人の問題にあるのではなく、より社会的な問題に起因していると考えられるからである。すでに実践現場が取り組んできた施設職員の倫理綱領や行動基準などが必ずしも功を奏していると言いきれないのも、虐待の発生要因がより社会的な問題にあることの証左と言えよう。

市川においても、「『児童、障害者は虐待から守られなければならない』と叫んでみたところで、どうにもならない。ほとんどの援助者が虐待を否定しているにも関わらず、なぜ、虐待はなくならないのか」という認識のもとにこの問題を捉えており<sup>(11)</sup>、施設内虐待を社会的問題として考えようとしている姿勢が伺える。もっとも市川が着目しているのは、援助者の心理過程であり、明確に社会学的に検討するということを謳っているわけではないので断言はできないが、援助者の心理に作用する問題を示し、それと虐待とを関連づけてい

る点において、その分析視角は社会的アプローチと位置づけることが可能である。

市川は、まず虐待を「その行為が何らかの利用者の治療、行動改善、状況改善、社会適応、社会復帰を目的とし、ある理論に基づいて行われるもの(志向的)」と、「何ら利用者の益とは関係なく、本能的、利己的に行われるもの(無志向的)」とに分類している。さらに行為者を「自己本位な自らの価値観、理念に基づくもの、あるいはその集団に属しない第三者の価値観、理念などの影響によって行われるもの(自律型)」と、「自己の意志や価値観、理念とは別に、同集団内の他人または集団からの社会的勢力、集団圧力によって結果的に虐待を行うもの(他律型)」とに分け、虐待のタイプを①志向的自律型、②志向的他律型、③無志向的自律型、④無志向的他律型として提示している。この分類を軸にそれぞれに関連する問題を示しながら虐待発生メカニズムを描こうとしたものであり、そのどれもが社会的観点から分析しようものと考えられる。

しかし、社会的アプローチという観点から市川が描こうとした虐待発生メカニズムを捉えなおした場合、そこには看過し得ない問題がある。このことは、そもそも市川が明確に社会的に検討するという意識を意図していなかったがために当然のごとく生じる問題でもあるのだが、虐待を個人の問題に還元しないという立場をとっている以上、この観点から批判的に検討することは必要であると思われる。具体的には、社会的なアプローチとして位置づけられ得る援助者の心理に作用する社会的な環境というものが、主に施設内の問題に焦点があてられており、かなり限定的であるという次の点を指摘しておきたい。

## 2. 施設内虐待の社会的視角

### — 従事者問題に焦点をあてて —

#### (1) 施設職員の労働条件

最大の問題は、『人手が足りない』『仕事の内容がきつい』『障害の重い利用者が多すぎる』『閉鎖的』など施設の物理的構造上の問題が指摘されて

久しい。もちろん、それらは重要な課題ではあるが、決定的問題因子ではない<sup>(12)</sup>として、明らかに虐待に関係するであろうはずの社会的要因を分析の視野に十分組み入れられていなかったという点である。虐待は援助関係における病理と規定し、心ある援助者がなぜ虐待に走ってしまうのかという問いに対する答えは、同僚や管理者の問題といった施設の内的関係にその多くを還元してしまっているのである。

市川があえてこのようなスタンスをとるのは、必ずしも明言はなされていないが、問題の原因を社会に求めるより施設の内的関係を改善することの方がより現実的という判断があったと思われる。その意味で、市川が虐待の解決策として提示している「事例検討会」「スーパービジョン」「自己検討」などの記述は、より実践的な問題提起として位置づけられよう。しかし、いかに施設内の独自の問題ではあっても、施設が制度として社会に存在している以上、常にその時代その社会から影響を受けている社会的存在であり、施設や施設職員に作用している社会の力、影響というものは当然考えられることである。人手が足りない、仕事の内容がきつい、障害の重い利用者が多すぎる、閉鎖的といったことは、単に物理的構造上の問題ではなく、そのように施設の存在を規定している社会のあり方と見るべきであり、社会と施設の関係の如何に把握するかがメカニズム解明の課題とも関わってくるように思われる。こうした問題の一つとして、例えば、労働条件の次のような実態をここで紹介しておきたい。

1996年に北海道精神薄弱者愛護協会(現北海道知的障害施設協会)が行った調査によれば、北海道内の多くの施設の勤務体制は、「変則勤務の2直2交替制」と「変則勤務なしの宿直体制」をとっている<sup>(13)</sup>。「変則勤務の2直2交替制」とは、夜間の勤務者が日勤者の終了時から就業し翌朝の日勤始業時まで勤務する体制をいい、夜間の勤務者の労働時間は実質的には15時間から16時間となる。「変則勤務なしの宿直体制」にいたっては、昼間の勤務の継続延長上にあり、日勤者がそのまま

宿直に入るというものである。また、宿直回数は月平均3.9回であり、概ね週1回のペースとされている。

施設職員の労働条件を特徴づける宿直については、昭和49年労働省が示した「社会福祉施設における宿直勤務許可の取り扱いについて」（昭和49年7月26日、労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛通達、基発三八七号）で一定の要件が課せられている<sup>(14)</sup>。具体的には、「一般の宿直勤務の場合と同様に、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみを許可の対象とし、昼間の通常の労働の継続延長である場合には宿直として許可すべき限りでない」という一般的要件のほか、①通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること、②夜間に従事する業務は、前記通達で示されている一般の宿直業務の他は、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと、③夜間に十分睡眠をとりうること、④上記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること、という4つの具体的要件である<sup>(15)</sup>。しかし、筆者の臨床経験上からいうならば実質的には仮眠もままならない状況であることが多く、現実の宿直体制は通達に示された条件とはほど遠い。しかも、多くの場合宿直は夜勤ではないという解釈のもとに労働時間にも換算されていないのである。

勤務体制のこうした過酷さは、人員の数とも大きく関係している。職員配置の最低基準は、現在利用者4.3人に対し職員1人(4.3:1)であるが、これは1948年に7:1でスタートして以来、1964年に6:1、1966年5:1、1976年4.3:1となり、その後25年を経た現在に至るまで改正されていない<sup>(16)</sup>。わずかに、重度加算費の交付によって若干職員数の上乘せがある程度であり、「措置基準レベルでの付加的・保障的対応」は遅れている状況である<sup>(17)</sup>。しかもこの比率は、あくまでも利用者定員に対する職員の比率を表したもので、公休

や宿直明けの職員、通院業務専任の職員などを除くと、実質的な職員比率というのはさらに少なくなってくる。例えば、以前筆者が勤務していた施設では、日中の作業活動、生活全般を実質的に処遇できるのは、平均して5.6:1程度であり、宿直時にあっては利用者30名ないし40名を男女それぞれ1名の職員で対応しているという状況であった。このような状況では、いわゆる「把握」といわれる最低限の援助さえ困難になることもあり、国の示す現行の職員配置基準がけっして十分でないことは明らかである。

こうした労働条件は、1975年の「福祉見直し」に見られるような経済基調の変化にともなう財政的理由との関連が一義的には大きい。しかし、労働条件が向上しない遠景には、このころ提起されはじめた社会福祉の地域化を進める論調の中で、施設福祉の相対的な評価が低下しはじめたことも原因の一つとしてあるように思われる。そこにはもはや、施設に「新しい社会形成の砦」というイメージはなく、むしろ施設か地域かという二元論の中で、施設の存在はマイナスイメージで捉えられてきた歴史的事実があったと言える<sup>(18)</sup>。虐待は、そうした社会に内在する施設への評価が遠因として関係しているという見方も可能になるのではないだろうか。過酷な労働条件が虐待の要因としてあるというばかりではなく、労働条件と虐待との関連をリアルに解析する作業は、そうした社会と施設との関係を理解するステップともなるはずである。

## (2) 施設職員の専門性

虐待を起因させる背景を施設の内的関係にのみ求めることのもう一つの問題は、虐待を起こす職員像そのものを把握し切れないという点にも現れてくる。市川は、4つの虐待のタイプそれぞれにおいて虐待が起こる背景要因を丁寧に検討しているが、そのうち施設内虐待のもっとも大きな特徴としている「志向的他律型」を、次のように説明している。「援助者の利用者を主体として考えようとする意志を援助者自身の集団での生き残り欲求

が越えるとき、援助者は利用者の福祉に逆行する行為、また、利用者の自立を目的とする志向性を多分に歪曲した形での行為を指導、訓練の名のもとに、それを意識するしないは別として結果的に行うことになる<sup>(19)</sup>。すなわち、心ある援助者が虐待を行うのは、そうでない援助者集団の勢力に影響された「服従」や「同調」の結果であるというものである。しかし、虐待を起因させる背景を心ある援助者とそうでない援助者(もしくは集団)とを対置し、この二者の関係のみからみる視角は、メカニズムを解明するにあたって射程が狭いと言わざるをえない。とりわけ問題なのは、心ある援助者に影響を与える側の存在について説明がなされていない点にある。心ある援助者が集団に影響されて虐待を行ってしまうということは理解されても、そもそも虐待をはじめから肯定してしまうような援助者がなぜ存在しているのか、その援助者たちを規定している要因は何かといったことが明らかにされなければ、心ある援助者の苦悩に根本的に応えることにはならないと言えよう。援助者は、同じ施設職員という共通項をもちながらも、どのような教育を受けてきたのかという学歴や専門性、障害者観に影響を与えていると思われる世代、職場内の地位や役割などその属性は様々であり、すでに他の社会的要因にも規定されている。さらに、関連する情報や職場外とのネットワークなど、施設職員を取り巻く他の資源の有無や活用の影響ということも考慮される必要がある。虐待の背景は、施設の内的な問題のみで説明しきれるものではなく、援助者に関連するこうした他の外在的な要因を考慮するなかから、まず個々の施設職員像を明らかにする作業が必要ではないかと思われる。

ところで、それら外在的な要因のうち専門性の問題は虐待との関連でどのような意味を持つてくるだろうか。1990年日本ソーシャルワーカー協会が行った社会福祉専門従事者を対象とした意識調査によれば、知的障害者施設職員の最終学歴は「大学」64.3%、「短期大学」18.3%であり、この二つをあわせるとほとんどの従事者が専門教育機関を

経ているのに対し、「仕事に必要な専門知識の習得方法」(複数回答)では、「現場で実務を通して」が83.4%で、「大学」「短期大学」では、それぞれ41.4%、11.4%となっている<sup>(20)</sup>。すなわち、多くの従事者が大学などの教育機関よりも、実務を通じて専門知識を得ているということであり、専門教育機関では直接仕事に役立つ知識や技術はあまり得られないということになる。一方、実務を通じて専門知識を得るといっても、市川も再三指摘するように現場における実践論はまったく未熟といわざるを得ない。この実態を見る限り、施設内虐待の底に潜在する問題は、こうした現場における実践論の未熟さと実践的とは言えない専門教育のあり方の二重の問題のなかに存在しているという見方が可能になってこよう。たしかに、その専門性とはいったい何かという大きな命題があるし、専門性が担保されたからといってそれだけで虐待がなくなるというのでもおそくない。専門性と虐待とが関連しているというのは、現段階ではあくまでも推測の域を出ないものではあるが、しかし施設内虐待という特性を考慮するならば、あえて専門性の問題を積極的に取り上げ虐待との関連性を追求する姿勢はむしろ重要と考える。なぜなら、施設内虐待は家族成員間での虐待と異なり、それが職業として人間に働きかけるサービスの中で生じているからである。1997年に発覚した福島県白河育成園の事件は、様々な要因が複合していながらもこうした問題の一端を端的に示したものであった<sup>(21)</sup>。

専門性の問題は単に虐待との関連で捉えるばかりではなく、わが国における社会福祉専門教育が未だ未形成であるという大枠のなかで論じる必要性もでてこよう。いずれにしても、虐待のメカニズムを社会的な視点から解明しようとするならば、こうした問題にまで掘り下げていく必要がある。

### 3. 施設内虐待研究の分析手法

第2章では、施設の内的関係に焦点をあてた分析視角の狭さを、施設職員の労働条件と専門性の

観点から指摘した。問題を施設の内部にとどめる姿勢は、結局そこから導かれる解決策も施設職員のさらなる自覚と努力に帰すというものになり、その意味では従来の先行研究とあまり変わらないとも言える。この章では、そうした問題の生じた理由が(1)市川のとった分析の方法にあることを指摘し、(2)施設内虐待研究の分析手法のあり方について検討する。

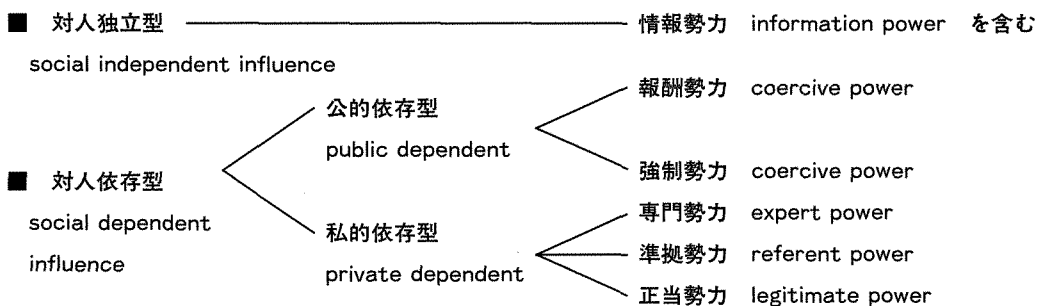
### (1) 分析手法の問題点

虐待をタイプに分類することについては、まず次のような意味を確認することができよう。すなわち、一口に虐待と言ってもその発現形態は様々であり、関連する要因もその形態に応じて多様な様相を示してくることから、ある特定の視角から虐待を整理し定義づける事は、背景要因を説明するにあたってその分析を容易にしてくれるという点である。分類することは、そうした問題の整理をすることであり、それはまた施設で発生する虐待の何を問題にするのかを認識するうえでも有効となる。市川が虐待を4つのタイプに分類したことも、そのような意図があったものと言えよう。しかし、市川のとった分類の仕方とその分類を用いた分析方法には、指摘されなければならない問題が2点存在する。

市川が分類した4つのタイプは、虐待者の精神力動、集団力動（グループ・ダイナミクス）に着目し、虐待に至る援助者の心理過程から分類を試

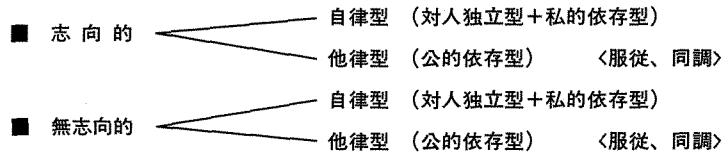
みたものであった。すでに第1章でもふれたように、それは①志向的自律型、②志向的 he 律型、③無志向的自律型、④無志向的 he 律型であり、このうち「自律型」と「他律型」はレイヴン (Raven, B.H) の「対人独立型」と「対人依存型」の概念をモデルとしたものである。市川によれば、「対人独立型」とは、影響の送り手が受け手の集団に属していない場合の情報勢力を基盤としている。「対人依存型」は「公的依存」と「私的依存」とに区分され、「公的依存」は影響を持続させるために影響源による監視が必要となり、影響の送り手が受け手の服従、同調に対し何らかの報酬を与える「報酬勢力」や、服従しなければ罰を受けるのではないかという影響の受け手が抱く不安や恐れによる勢力である「強制勢力」が影響力となる。「私的依存型」は、①受け手にとって影響源が専門的に優れていると評価される場合の「専門勢力」、②受け手が影響源をモデルとして認知している場合の「準拠勢力」、③受け手にとって影響源は自分に対して命令できる存在として認知している場合の「正当勢力」の3つを基盤としており、影響源の監視は必要ない(図-1)。そして、これらレイヴンのモデルをもとに、図2に示したような分類を行っている(図-2)。

筆者は、レイヴンのモデルに関する知識は持ち合わせていないが、少なくともこの説明からわかることは、分類の基盤が「影響の送り手受け手」というように単に人と人との影響関係にあるとい



出所) 市川和彦『施設内虐待 なぜ援助者が虐待に走るのか』誠信書房、2000年、27頁。

図-1 社会的影響の対人独立型影響と対人依存型影響



出所) 市川和彦『施設内虐待 なぜ援助者が虐待に走るのか』  
誠信書房、2000年、27頁。

図-2 虐待に至る援助者の心理過程からの分類

う点である。したがって、第2章で指摘したような問題の所在を施設の内的関係に止め、外在する社会的要因を見落としてしまったのは、そもそもこうしたレイヴンのモデルに依拠した分類を前提としていたことに根本的な問題があったと言える。1点目の問題はこの点である。しかし、施設内虐待研究の難しさとも関わって、さらに問題なのが次の点である。

それは、こうしたレイヴンの概念を援用した虐待のタイプをはじめに措定し、そのタイプに基づいて虐待の背景を描き出そうとしたことである。たしかに、市川は4つのタイプを軸にそれに関連する問題を丁寧に検討しているが、タイプとしている以上、それはあくまでも施設内に見られる虐待の「類型」を示したに過ぎないという点に改めて注意を払う必要がある。広辞苑によれば、類型とは「ある特徴を共通にしている一群の事物について、その特徴を抜き出して作った型」とあるが、市川が示した4つのタイプも、志向的、無志向的、自律型、他律型というように虐待の特徴を抜き出して作った型であった。しかし、そうした類型は、それぞれがひとつの事実として認められるものではあっても、類型そのものからはなぜ施設職員が虐待を起こしてしまうのかということを完全に説明する事はできない。施設内虐待研究において重要なことは、虐待が発生するのはおよそ単純な理由によって説明しきれるものではなく、様々な要因が錯綜した状況の中で発生しているということの理解である。一人の施設職員が虐待を起こしてしまうきわめて複雑な状況を理解するには、何より虐待を起こした施設職員の意識に忠実でなければならないと言えよう。虐待の背景は、そうした

意識をつぶさに検討するなかからはじめて描き出されなければならないのではないだろうか。

はじめに虐待のタイプを措定したやり方はこれとは逆で、市川のとった方法は当然のことながらこのプロセスを無視する結果となってしまうのである。第2章で指摘した問題、とりわけ施設職員の労働条件の問題を見落としたのもこのプロセスを欠いたがために生じたと言え、結局市川の描いた背景要因というのは、その類型を単に説明したに過ぎないとさえ言うことが可能である。繰り返すが、施設職員がどのような時になぜ虐待を起こすのかという背景を理解するには、様々な要因が流動的に影響している様を構造的に描き出す作業がまず必要と考える。

## (2) 分析手法のあり方

では、そうした作業を具体的に進めていく方法は、どのように考えればよいのだろうか。その手がかりとして、自身の臨床経験からまず次のようなことを述べておきたい。すなわち、市川の示した施設内に見られる特有の集団勢力のような問題や、施設や施設職員に作用している社会的な要因などは、施設職員にとって日常の業務の中ではあまり意識されることはないと思われる点である。時々何かの機会に意識されることはあっても、いつまでも思い悩むようなことはなく、日常のなかではいわば当たり前のこととしてその現状に同化しているのが多くの施設職員の姿ではないだろうか。虐待に関連する要因の多くは、そうした普段あまり意識レベルにはあがってこないようなものであり、それらの影響の結果最終的に施設職員の「行為」として現れるものと考えられる。したがっ

て、それを理解するには「調査対象者が自分の内面に向き合う作業、無意識のものを意識化する作業」<sup>(22)</sup>が求められると言えるが、その方法的基盤は質的研究法である。筆者は、この方法をとる場合の意義及び留意点を次のように考える。

まず質的研究法をとる意義としては、見田が述べるように、質的研究は量的研究からは得られない現実の生き生きとした具体的・直接的な情報の提供を保障する<sup>(23)</sup>という点があげられる。このことは、施設職員の現実そのままの情報に近づけることを意味し、それはまた施設職員がどのような時になぜ虐待を起こすのかという背景の理解を可能にするものである。その際、上述したように施設職員が如何に自分の内面に向き合い、無意識のものを意識化する事ができるかであるが、この点に関しては柘植の研究に示唆を受ける点が多い。柘植は、不妊治療に関する産婦人科医への聞き取り調査において、その調査方法のあり方を次のように述べている<sup>(24)</sup>。

『不妊治療』技術のように親子、家族、夫婦、男女といった人間関係や生命、自然、科学技術といった価値観に係わる技術に対する態度は、調査対象者が自分の内面に向き合う作業、無意識のものを意識化する作業が必要であり、それには調査対象者に個別に対応しながら質問を行わなければならない」とし、そうした不妊治療技術に対する意見や態度を漏らさずに聞き取りながらその理由を探る方法として、各々の対象者に応じた「自由会話」の必要性をあげている。

柘植が述べる方法は、具体的には「準自由会話方式」と呼ばれるものであるが、これは質問項目や順番などを厳密に決めて行うフォーマル・インタビューまたは Standardized Interview と、テーマに沿って自由に会話をするインフォーマル・インタビューまたは Unstandardized Interview の中間に位置するものである<sup>(25)</sup>。施設職員が行ってしまう虐待の行為は、施設職員自身の態度に深く関係する事象である。それを理解する方法としての調査者と調査対象者との相互作用の過程におけるダイナミクスを通じた「準自由会話方式」

は、まさに施設職員が自分の内面に向き合い、無意識のものを意識化する事を可能にするものと言えよう。そして、このような特徴を生かすならば、「準自由会話方式」はこの研究の関心事である虐待が発生する背景情報の把握に適した方法と考えられる。

一方、留意点としてあげなければならないのは、質的研究法の妥当性と信頼性をどのように担保するのかという点である。換言すれば、如何に科学的客観性を高めるかということであるが、質的研究法は、具体的事象をめぐる実証研究の議論の中で、これまで科学的客観性の観点から消極的評価がなされてきたという特徴をもっている。手元の社会学辞典を紐解いても、技法レベルでの標準化が容易であった統計的研究法との対比で、「標準化」や「数量的客観化」の困難性を説明した記述となっており、研究法としての積極的評価は見られない<sup>(26)</sup>。この点について、準自由会話方式の有用性を述べる柘植は、「人間の日常の思考や感情、価値観といったものは『客観性』『再現性』を求めることでは得られない。調査者と調査対象者という複数の人間の主観と主観で形成されているのは当然であり、そのような調査こそが、聞き取り調査のような質的調査には必要であろう。聞き取り調査から得られる資料とは『調査の場において、調査者と調査対象者の相互作用のなかで語られた』という現実である。調査の場における、その文脈において語られたことであるという慎重さの上で解釈して分析していくならば、限られた資料からの普遍化も可能になると考える」とし<sup>(27)</sup>、調査の善し悪しをはかる尺度は、「客観性」「再現性」ではないとしている。たしかに柘植が述べるように、調査者と調査対象者の相互作用で語られた現実とその慎重な解釈によってデータの科学性が高まるという点で、基本的には筆者も柘植の視座を共有するものである。

しかしそうは言っても、「準自由会話方式」のトレーニングを受けたわけでもなく、今の筆者にとっては、柘植が述べるような慎重なデータの解釈をどこまで正確にできるのかということについ

てはまったく心許ないのも事実である。実はこうした点が、技法レベルでの標準化が容易であった統計的研究法との対比で、質的研究法が評価されてこなかった一番の理由なのだと言えよう。ともすれば、柘植が述べる「準自由会話方式」というようなものは、職人芸的な要素をもっていると言えなくもないものであり、今後この研究手法を採用していくにあたってはやはり慎重さが要求されるものと言える。本稿では、この点に関し詳細に述べる場ではないが、それを克服する可能性としてグラウンデッド・セオリー・アプローチをあげておきたい。グラウンデッド・セオリー・アプローチは、社会学におけるシカゴ学派によって提唱されたものであり、近年和訳された文献もいくつか公刊されている。そのうち解説書に近い文献のなかで、「グラウンデッド・セオリー・アプローチの最大の特徴は、質的方法論に付着していたある種の神秘性を払拭し、数量的・質的という相違を越えて研究方法論を議論できる地平を拓いた」という指摘があり<sup>(28)</sup>、筆者の関心事に対してきわめて示唆的である。もちろん、グラウンデッド・セオリー・アプローチがこの研究に適用可能なかどうか、さらに「準自由会話方式」との親和性はどうかということ自体をまず検討しなくてはならないが、この研究の根幹ともなりうる質的研究法をより確かなものとするために、グラウンデッド・セオリー・アプローチについて一応見ておくことは有益と言えよう。いずれにしろ、施設内虐待研究における質的研究の枠組みと視座は、別稿においてさらに検討することにした。

なお最後に付言するならば、市川も質的研究に依っているが、その方法論に関しては一切触れられておらず、この点が必ずしも学術的とは言えない理由の一つであることを指摘しておく。

### おわりに

以上、社会的アプローチの観点から市川の文献を批判的に検討してきた。具体的には、虐待の背景として重要な社会的要因を十分に射程に入れることのでなかった分析の狭さが、主に施設内虐待

研究の特性を考慮した場合の分析方法に問題があったことを指摘した。しかし、このような指摘をもって市川の研究を貶めるものでは全くない。むしろ、施設に内在する具体的問題を浮き彫りにした点は積極的に評価されるべきであり、この研究から得られる示唆は大きい。最後に、筆者がこうした市川の文献を取り上げ批判的に検討を試みた意義について整理を行い、今後の研究の方向性について述べる。

市川の示した施設に内在する具体的問題は、決して特定の施設の問題として取り上げたのではなく、おそらく多くの施設に見られる普遍性の高い問題として指摘したものだと言える。実際、例えば市川の提示した事例6「朝、なかなか作業に出ようとしない担当の利用者を忍耐強く説得し続ける新人援助者B(女)。そこへ先輩援助者が強引に介入し、利用者に対し『甘えんな!』と一喝。利用者は飛ぶように作業場へ」などは、おそらく多くの実践現場でわりとしばしば体験するあるいは目の当たりにするような場面と言えよう。

このような場面をどうしたらなくせるのだろうか。市川は、虐待の温床をなくすために「援助者の自らの変容、そのための工夫と努力(自律的側面)がまずなされなければならない」ことを強調し、対策として一次対策から四次対策までをあげている。そして、一次から三次は援助者の内面的自己変容としての「自律型解決」、四次は強制力をともなう「他律型解決」としており、そのうち一次から三次の例として「事例検討会」「早期発見の具体的方法」「スーパービジョンと自己検討」を取り上げ考察を行っている。ここで考察されている内容そのものについては間違いでなく、市川も指摘するように対策は様々な側面からなされる必要があることから、それらが無意味と言うつもりはまったくない。しかし、すでに触れてきているように、これらの対策は、虐待の背景を主に施設の内的関係に求めた結果として導き出されたものである。換言すれば、虐待の要因を施設内の問題として捉える限りにおいて、これらの対策の効果を主張できるものと言えよう。市川の研究を社会

的アプローチから捉えなおした本論が示唆したことは、むしろこうした対策そのものがとれない理由が他にあるということではなかったろうか。それは、施設や施設職員がおかれている今日的な問題状況であり、施設内虐待の構造的な問題として社会的見地からの対応を要する課題である。この部分の検討を抜きにしての「事例検討会」「スーパービジョンと自己検討」などの対策が根本的な解決につながることは考えにくい。市川の文献を批判的に検討した意義は、こうした施設内虐待の構造的な問題を捉える包括的な研究枠組みが得られことにあったと言えよう。そして今後の課題は、言うまでもなくそれを如何に実証的に明らかにしていくかということである。

施設内虐待に対する問題関心は、あらためて施設の役割は何か、施設職員の役割は何かという根本的な問いを投げかけてくる。施設の否定的見方のともなった地域福祉が強調される今日、糸賀が新しい社会形成の砦とした施設の今日的な存在意義を否が応にも考えざるを得ない。日本の障害者施設は解体の淵にたっているのだろうか、それとも今後も存続し続けていくのだろうか。この問いに対する答えを出すことは容易ではない。

しかし少なくとも、知的障害者の施設数・在所者数は、統計がとられはじめた1965年以降一貫して増加し続けている現状を見る限り、最良の施設ケアを目指した努力は今現在もっとも優先されるべき課題である。市川は、施設否定論でも必要悪でもどちらでもないという立場からこの研究を行っているが<sup>(29)</sup>、施設内虐待克服の鍵は、むしろ最良の施設ケアを如何なる手段をもって目指すかというポジティブな施設の捉え方のなかから生まれてくるように思われる。それはあくまでも予感に過ぎないが、施設に現実の社会制度の補完的な意味合いを越える積極的な役割を見いだしようとすれば、それは何であろうか。施設内虐待の解明を通じてあるオリジナリティーをもった見解を示したい。そのためにも、当面の課題となることは虐待発生のメカニズムを明らかにすることであると考えている。

#### 注・文献

- (1) 糸賀一雄『福祉の思想』NHK ブックス、1968年、15頁。
- (2) 松川敏道「知的障害者施設におけるアビュースの発生要因の構造的解明に関する研究—施設職員に対するグループインタビュー方による分析—」修士論文（未公開）1998、北海道医療大学。
- (3) 高橋智「知的障害児（者）の人権擁護・保障問題に関する文献目録」『日本福祉大学研究紀要』第91号、1994年、167-199頁。
- (4) 主なものとしては、諏訪部政好「知的にハンディキャップをもつ人たちの援助についての一考察」『ソーシャルワーク研究』Vol.17、No.1、1991年、25-30頁。横井寿之「障害者の権利擁護から措置制度を考える」『愛護—精神薄弱福祉研究』No.403、1991年、26-29頁。津田耕一「社会福祉施設における援助実践をめぐる諸問題と新たな方向性—現場の第一線で働く者としての視点—」『ソーシャルワーク研究』Vol.19、No.3、1993年、24-29頁。齋藤文夫「知的障害児の入所型施設の課題と展望」『障害者問題研究』NO.79、Vol.2、1994年、16-29頁。金子晃之「施設での人権侵害は構造的に発生する」『AIGO』No.494、1998年、13-16頁 など。
- (5) 沖倉智美「知的障害者入所施設を中心とした権利擁護システムのあり方に関する一考察」『社会福祉実践理論研究』第7号、1998年、33-43頁。
- (6) 市川和彦『施設内虐待 なぜ援助者が虐待に走るのか』誠信書房、2000年。
- (7) Richard J.Gelles & Donileen R.Loseke, Current Controversies on Family Violence, Sage Publications, Inc., 1993, pp.ix-xvii.
- (8) Richard J.Gelles & Donileen R.Loseke, Ibid., pp. 1-2.
- (9) Richard J.Gelles, Through a Sociological Lens; Social Structure and Family Violence, In Current Controversies on Family Violence, Ibid., pp.35-36.
- (10) 井垣章二『児童虐待の家族と社会—児童問題にみる20世紀』ミネルヴァ書房、1998年、43頁。
- (11) 市川和彦『前掲書』23頁。
- (12) 市川和彦『前掲書』30頁。

- (13) 北海道精神薄弱者愛護協会（現北海道知的障害施設協会）『北海道知的障害児者施設実態調査平成7年版—21世紀への選択 知的障害児者施設の変革と展望—』1996年、52頁。
- (14) 小室豊允『増補・社会福祉施設制度論研究—危機のなかの福祉と施設改革—増補版第2刷』全国社会福祉協議会、1996年、275-276頁。
- (15) さらに、労働省労働基準局監督課長は、「軽度かつ短時間の作業」を「『軽度』とは、おむつ替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に特に負担がかかる場合を含まず、『短時間』とは、通達に示された介助作業が、一勤務中に一回ないし二回含まれていることを限度として、一回の所要時間が通常10分程度のものを言うものであること。」という見解を同年同月付けで発している。
- (16) 日本精神薄弱者愛護協会編『日本における知的障害を持つ人たちの福祉事情—1997—』日本精神薄弱者愛護協会、1997年、8頁。
- (17) 山田明「わが国精神薄弱者施設の社会的機能の変遷」『発達障害研究』第8巻 第4号、1987年、41-47頁。
- (18) この点に関しては、『発達障害研究』第16巻第2号、特集「入所施設」再考の一連の論文に詳しい。1994年。
- (19) 市川和彦『前掲書』57頁。
- (20) 秋山智久『「社会福祉士」制度の影響と展望—社会福祉従事者の実践と意識に関する調査—』日本ソーシャルワーカー協会、1992年、68-77頁。
- (21) 福島県白河育成園事件の詳細は、副島洋明「虐待からの解放—知的障害者虐待事件の現場は私たちに何を問うているか」（松友了編著『知的障害者の人権』明石書店）1999年、84-88頁に詳しい。
- (22) 柘植あづみ「質的社会調査の検討—『不妊治療』に関する産婦人科医への聞き取り調査を題材に—」（華山紘一他編『ライブラリ相関社会学ヨーロッパのアイデンティティ』新世社）1993年、265-285頁。
- (23) 見田宗介『現代社会の社会意識』弘文堂、1979年。
- (24) 柘植あづみ「前掲論文」266-267頁。
- (25) 柘植あづみ「前掲論文」281頁。
- (26) 見田宗介、栗原彬、田中義久編『縮刷版 社会学辞典』弘文堂、1994年、372-373頁。
- (27) 柘植あづみ「前掲論文」277頁。
- (28) 木下康仁『グラウンデット・セオリー・アプローチ—質的実証研究の再生—』弘文堂、1999年、167頁。
- (29) 市川和彦『前掲書』vi頁。  
(北海道大学教育学研究科博士後期課程)